

1 - (1) 豊栄農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画等の変更について

1 変更の概要

(1) 変更種別：除外

(2) 変更概要

付図番号	除外箇所	除外前の用途区分	農用地区域からの除外理由	除外面積 (登記簿地目)	除外後の用途
1	北区内島見字川尻 922 番 1 外 2 筆	農用地	法第 10 条第 3 項非該当 具体的理由：錯誤のため	4045.14 m ² (学校用地, 宅地)	

2 変更理由

【経済情勢の変動その他情勢の推移】

【学校用地（付図番号 1）】

当該地では、昭和 24 年 4 月に新潟県立新発田農業高校木崎分校が開校し、昭和 62 年 3 月に閉校となった。

土地所有者は旧豊栄町及び豊栄市であり、現在は北区建設課が当該地を管理している。

しかしながら、現在の豊栄農業振興地域整備計画では、当該地の一部である北区内島見字川尻 922 番 1、922 番 2、923 番が農振農用地区域とされている。

昭和 44 年撮影の航空写真では北区内島見字川尻 923 番において、既に学校が建設されていることが確認できるとともに、北区内島見字川尻 922 番 1、922 番 2 は、それぞれ昭和 47 年 1 月と昭和 46 年 10 月に「学校用地」に地目が変更されている。

昭和 47 年 9 月に豊栄農業振興地域整備計画が定められた以前に既に非農地であったことが事実であることから、農振法第 10 条第 3 項非該当（錯誤）として豊栄農業振興地域整備計画の変更を申し出るものである。

3 変更箇所位置図及び詳細図

【位置図 1】及び【詳細図 1】

4 変更箇所に係る農林水産事業実施状況（事業実施中及び事業完了年度の翌年度から起算して 8 年未経過のもの。）

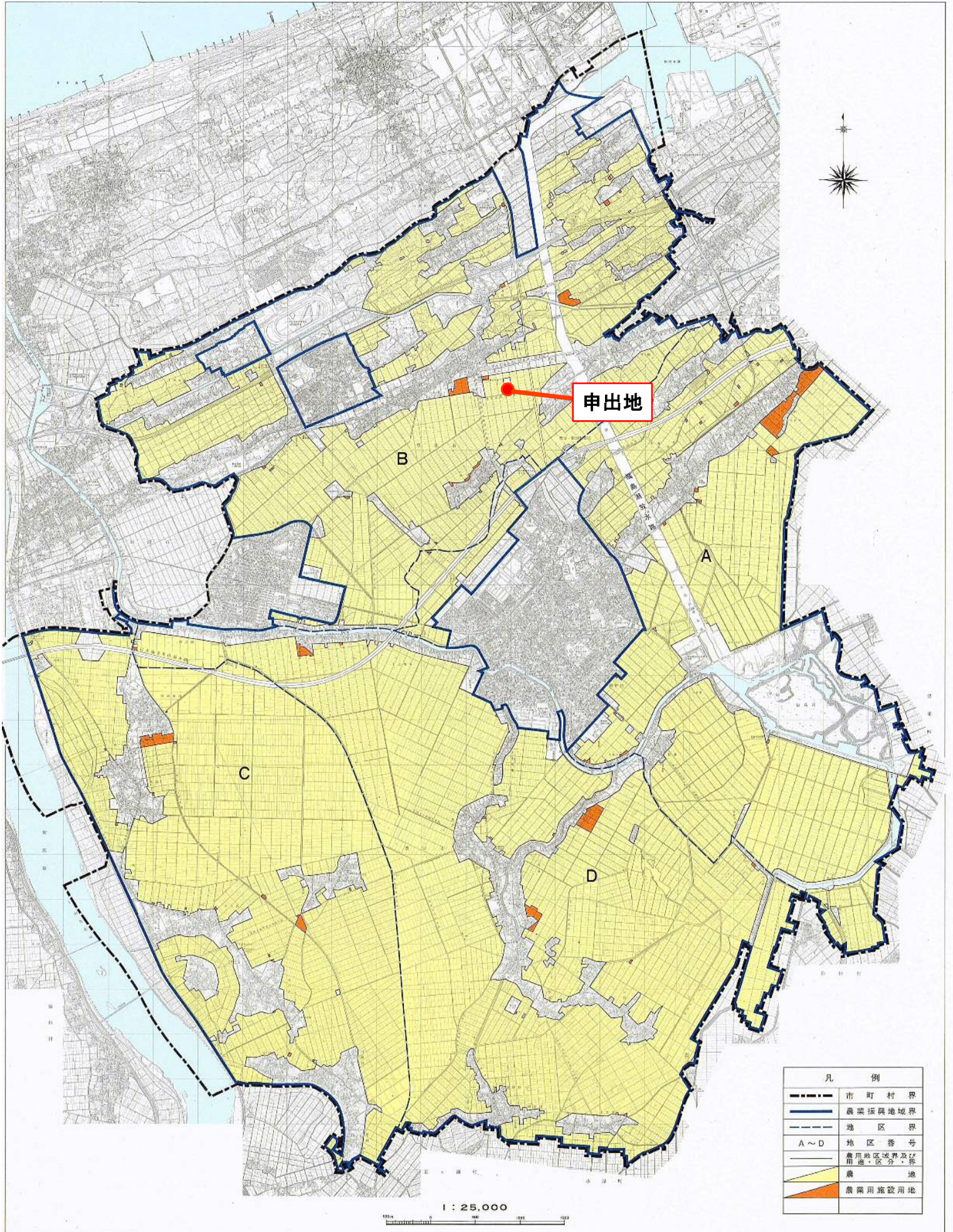
該当なし

5 当該変更の経過

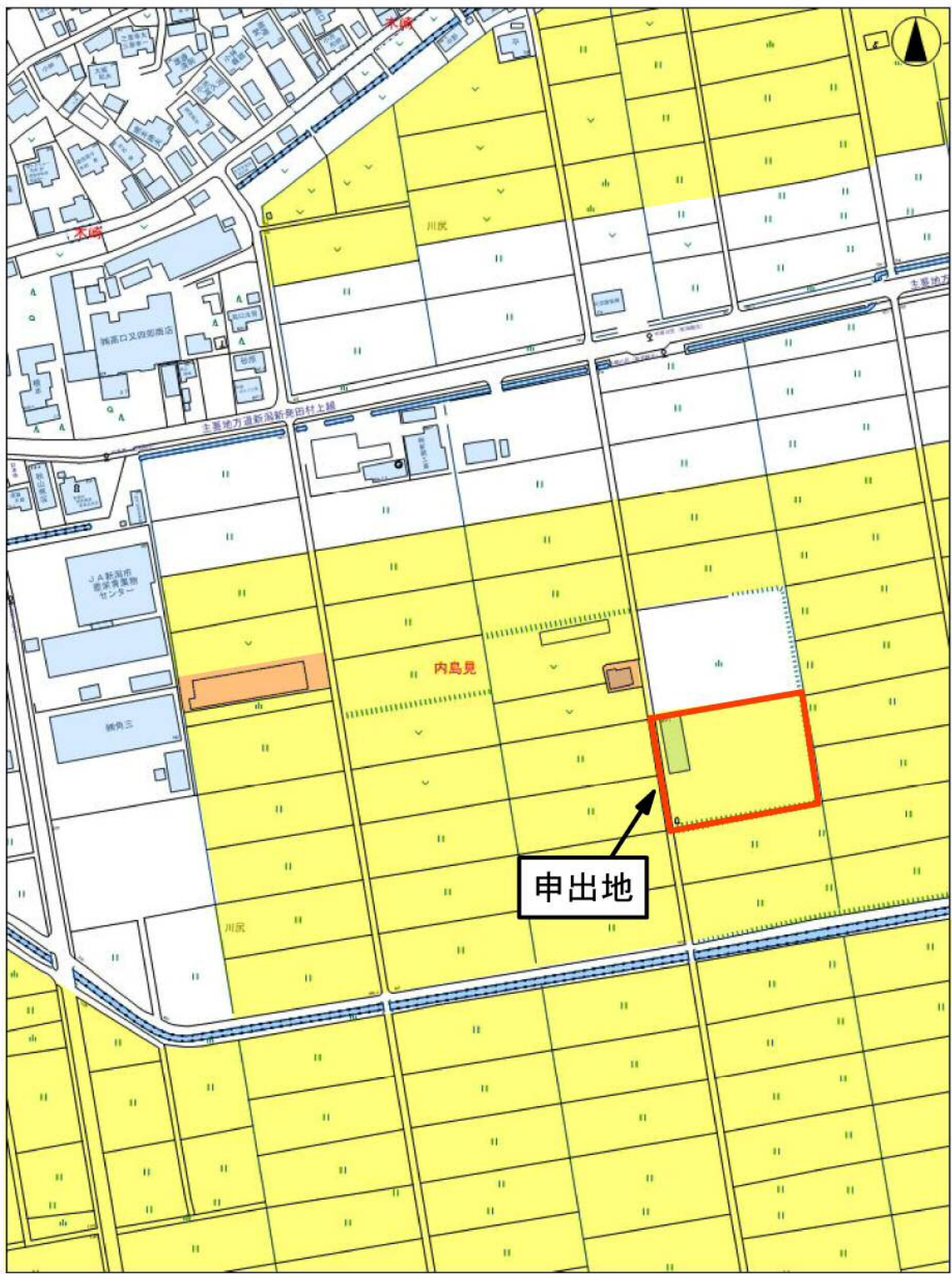
日付	事項
R1. 7. 23	豊栄農業振興地域整備計画変更案に係る事前相談等申出書 県提出
R1. 8. 7	豊栄農業振興地域整備計画変更案に係る事前相談等申出書 県回答

R1. 8. 26～9. 25	豊栄農業振興地域整備計画変更案に係る 1 1 条公告・縦覧（意見書提出なし）
R1. 9. 26～10. 10	豊栄農業振興地域整備計画変更案に対する異議申出期間（異議申出なし）
R1. 10. 25	豊栄農業振興地域整備計画変更案に係る法定協議 県提出
R1. 10. 31	豊栄農業振興地域整備計画変更案に係る法定協議 県回答
R1. 11. 13	豊栄農業振興地域整備計画変更に係る 1 2 条公告（農振除外）

附図1号 土地利用計画図 豊栄市



新潟市統合型地理情報システム



1/2500

農用地区域

農業用施設用地

